

令和5年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和5年6月8日(木)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第36号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第37号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算
について
- 第 3 議案第38号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 4 議案第39号 永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 第 5 議案第40号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第41号 永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 酒 井 圭 治 君
- 2番 長 岡 千 恵 子 君
- 3番 川 崎 直 文 君
- 4番 朝 井 征 一 郎 君
- 5番 清 水 紀 人 君
- 6番 金 元 直 栄 君
- 7番 森 山 充 君
- 8番 清 水 憲 一 君
- 9番 滝 波 登 喜 男 君
- 10番 齋 藤 則 男 君
- 11番 上 田 誠 君
- 12番 松 川 正 樹 君

13番 楠 圭介 君

14番 中 村 勘太郎 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	北 川 善 一 君
教 育	長	室 秀 典 君
消 防	長	宮 川 昌 士 君
総 務 課	長	吉 川 貞 夫 君
契 約 管 財 課	長	竹 澤 隆 一 君
防 災 安 全 課	長	吉 田 仁 君
財 政 課	長	多 田 和 憲 君
総 合 政 策 課	長	清 水 智 昭 君
住 民 税 務 課	長	原 武 史 君
会 計 課	長	石 田 常 久 君
福 祉 保 健 課	長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課	長	島 田 通 正 君
農 林 課	長	黒 川 浩 徳 君
商 工 観 光 課	長	江 守 直 美 君
建 設 課	長	家 根 孝 二 君
えい住支援課	長	深 水 正 康 君
上 下 水 道 課	長	勝 見 博 貴 君
学 校 教 育 課	長	山 口 健 二 君
生 涯 学 習 課	長	朝 日 清 智 君

6 会議のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	清 水 和 仁 君
書 記	酒 井 春 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） おはようございます。

昨日の一般質問までご苦労さんでございました。引き続き今日は定例会ということで、各議員におかれましては、お忙しいところご参集をいただき、誠にありがとうございます。ここに11日目の議事が開会できますこと心から厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様方におかれましては、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

今定例会はクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順に審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第36号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第37号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第38号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、議案第36号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第3、議案第38号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの3件を一括議題といたします。

理事者から令和5年度6月補正予算説明書を頂いております。

また、去る5月22日には詳細説明を受けております。これらに基づき十分なるご審議をいただきますようお願いいたします。

なお、議案第36号から議案第38号までの3件について、一括して補足説明を求めます。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） それでは、議案第36号から38号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案36号、一般会計補正予算でございます。

議案書に従いまして説明させていただきます。

まず……。

○11番（上田 誠君） 議長、議案書でなくて説明書でないの？

○議長（中村勘太郎君） 課長が指示をしていますので、それに基づいて説明を聞いていただきたいと思います。

○11番（上田 誠君） 何で。今までいつも説明はこれでやっていたでしょうが。項目ごとでやっていたでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 休憩します。暫時休憩します。

（午前 9時04分 休憩）

（午前 9時15分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） それでは、議案第36号、一般会計補正予算から補足説明をいたします。

議案書の23ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費434万1,000円の増額につきましては、5月1日付で新たに任用いたしました地域おこし協力隊の人件費及び活動補助金でございます。

23から24ページにかけましての款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費におきましては、物価高騰に対する支援として町内の社会福祉施設等に対する補助金670万円及び住民税非課税世帯に対する1世帯当たり3万円の給付金とその給付に必要となる事務費、合わせて3,990万2,000円、総額

で4,660万2,000円の増額を計上しております。

同じく款3項2児童福祉費、目2母子福祉費149万1,000円の増額につきましては、産休に入る職員の欠員補充に係る人件費でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費3,321万円の増額につきましては、今後のコロナワクチン接種に必要となる接種委託料や事務費などがございます。

25ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目3観光費のうち門前再生事業補助金1,710万円の増額につきましては、令和4年度に企業版ふるさと納税で町に寄せられました寄附金を門前再生事業に活用するものでございます。

26ページをお願いします。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費169万3,000円の増額につきましては、5月をもって退職しました職員の欠員補充に係る人件費でございます。

27ページをお願いいたします。

同じく款10項6保健体育費、目1保健体育総務費のうち、地域スポーツチームによる地方創生支援事業補助金144万円の増額につきましては、令和4年度に企業版ふるさと納税で町に寄せられた寄附金を地域スポーツチーム支援に活用するものでございます。

同じく項6の目2体育施設費447万4,000円の増額につきましては、上志比グラウンドにおいてダッグアウトの改修などの整備を行うものでございます。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。21ページにお戻りください。

21ページ、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金2,393万8,000円及び項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金927万2,000円につきましては、今年度のコロナワクチン接種に係る国費でございます。

同じく款15項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金3,442万7,000円のうち3,038万3,000円につきましては、社会福祉施設等に対する補助金及び住民税非課税世帯に対する給付金に係る国費でございます。

同じ目のデジタル田園都市国家構想交付金404万4,000円につきましては、窓口申請書作成支援システム及び積雪モニタリングシステムに対する国費、

また目7消防費国庫補助金1,391万円につきましては、高規格救急車の購入に対する国費でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金783万7,000円につきましては、観光情報発信事業及び住まいる定住応援事業に対する県費でございます。

22ページをお願いいたします。

款19繰入金、項2基金繰入金、目10ふるさと応援基金繰入金1,854万円につきましては、令和4年度最終専決でふるさと応援基金に積み立てた2,060万円の9割を門前再生事業及び永平寺ブルーサンダーによる地方創生支援事業に活用するため、基金から繰り入れるものでございます。

戻りまして、17ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正につきましては、税務関係の印刷製本費につきまして、令和7年度までの複数年契約のため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、第36号、一般会計の補足といたします。

続きまして、議案第37号、国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

議案書37ページをご覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1万2,000円の増額につきましては、今年度、福井県で開催される全国国保地域医療学会に参加する職員1名分の負担金でございます。

同じく款1項4趣旨普及費、目1趣旨普及費5万円の増額につきましては、健康保険証とマイナンバーカードとの一体化を周知するパンフレットを作成する費用でございます。財源につきましては、全額国庫補助金でございます。

以上、第37号の補足でございます。

続きまして、議案第38号、上水道事業会計補正予算でございます。

49ページをお願いします。

款1資本的支出、項1建設改良費、目6取水設備改良費1,084万6,000円の増額につきましては、志比北地区における削井工事の詳細設計の委託料でございます。

以上、議案第36号から第38号の補足とさせていただきます。よろしくよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） それでは、議案第36号から議案第38号について、1件

ずつ質疑を行います。

これより議案第36号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を行います。

まず初めに、予算説明資料のページ7、総務関係から許可いたします。

金元君。

- 6番（金元直栄君） 地域おこし協力隊のことが補正予算で上がっていますが、これまで地域おこし協力隊、一時期消極的な時期もありましたけれども、最近は積極的に受け入れている。ただ、この地域おこし協力隊の要望の出るところというのは、やはり町内でいろんな産業で大変な状況も見えてくる場所だと思います。そういう意味では、地域おこし協力隊というだけの説明ではなしに、やはりどういう分野にどういう人を派遣しているのかということを随時説明、報告をしていただきたいと思っているのですが、その辺いかがでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） お答えいたします。

今回の補正予算でお願いしています1名につきましては、ブドウ栽培、農作業のブドウ栽培のほうですね、生産のほうで募集をかけて1名採用をいたしましたものをお願いするものでございます。今現在、3名の方が地域おこし協力隊やっていますが、1名は文化芸術部門で谷原さん。もう1名が農産物の販売促進のほうで西川さんという方がおられます。今回新たに、今度は生産のほうですね、ブドウ生産のほう中野さんという方を採用して、今回その中野さんの分の補正予算をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

- 6番（金元直栄君） 地域おこし協力隊の人たちのやられることというのは、僕は非常に興味があります。特に私も農業やっていますが、今2人目の農産物の販売のところで頑張っておられるその人なんかのやっていることについては、ある意味、農業をやっている分野で、その生産活動やっている人にしてみると、いろいろちょっと期待もあるし、興味もあると思います。だから、できたらそういう内容を、あんまり詳しい報告とかということと手間が大変になってくると思うのですけれども、やっぱり分かりやすく、関心のある人たちに知ってもらうためには何か報告をしてもらうのが大事だと思います。そこをぜひ考えてやってほしいし、できたらまずは議会にでも示していただくとありがたいのかなと思っています。

す。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） また事業進捗とか内容については、全協とかそういう場において報告させていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） くれぐれも負担にならないように、負担にはなりますけど、本当に町民の関心のある人たちはどういう活動しているだろうとの思いもありますから、それはやっぱり知ってもらう意味でも、ぜひそういう活動内容を知らせていただけるとありがたいと思っています。

○議長（中村勘太郎君） 広く住民に理解がいただけるように、総務課長、説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 負担にならないようというご配慮をいただきありがとうございます。

全協でも毎月というわけにはいきませんので、一定の期間を置いて報告するということと、そういう活動内容を町民に知ってもらうということについてのPR方法とか、そういうこともしっかり考えていきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 今の地域おこし協力隊、ブドウの栽培ということちょっとお聞きしたのですが、ブドウ、これから何か町の特産とか何かに捉えてそこに重点的にやられているのか、これをお聞きしたいなど、もう1点、販売のための地域おこし協力隊、どういう農産物を販売されているのか、どこでやられているのかなというのをちょっとお伺いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今、ブドウのお話出させていただきましたけれども、それに特化したものでなくて、まだ実はほかに今お願い、あちらのほうからこういうことを取り組みたいって言っているのが、例えばカモミールってこれハーブですけども、ハーブを例えばそういうものができないか、町の特産品としてできないかとか、あとエゴマです。あとニンニクなんかも、どういうふうにして発芽していくかと。そういう例えば調査、今併せてやっていただくような形に提案をいただいております。例えばブドウのほかにも、違う視点でも農業というところ

ろでの栽培に携わっていただくと提案をいただいております。

ブドウの栽培の場所につきましては、今、まちづくり会社のZENコネクトのほうに道の駅の隣でハウスを造っておりますので、そちらのほうの中にブドウの木が植えてございますので、そこで従事していただくというふうな形になります。

販売につきましては、まちづくり会社のほうで今、例えば実がなったときに、その場で販売するなど、あとはホームページで販売されるとか、そういうふうな形で今後進めていく……。

○議長（中村勘太郎君） 販売拡充のあれを問うているでしょう。

○総合政策課長（清水智昭君） 販売や加工品のところにつきましては、今、ブドウを使った商品。どういうふうな商品を作っていくかというのを研究されておりますので、それでまた商品化して売っていくということを今もう一人方はやっております。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、1人の方は農作業、土作りで、その植物というか作物、ブドウとかそういったものをいかによく育てていくか。もう一つの販売というのは、ホームページとかブドウを加工して付加価値をつけて、どういうふうに販売をしていくか。PRですよね。そういったことを今取り組まれています。

それともう一つは、この地域おこし協力隊の位置づけは、実は町としていろいろな団体さんにこういう地域おこし協力隊という制度があります。この地域おこし協力隊の制度の趣旨、都会から来ていただいて、3年間、ここで生活の基盤ができるのであれば、引き続き独立したり、またそこで雇用してもらったりというそういった地域おこし協力隊の趣旨をしっかりと説明をさせていただいて、手を挙げていただいている団体さんに、町の雇用になりますので、そういった制度で今やっています。実はほかの団体の方も来てほしいというのがあったのですが、やっぱりその職種というかそれによっては来てくれないときもありますので、そういったのは引き続き東京とか大阪の説明会で、どうですかという発信をしていきますので、町としましては総務課がいろいろな団体の皆さんに、こういう制度、趣旨を理解していただくのが大前提ですが、そういった形で広く広めていくということになっていきますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 趣旨分かりました。

今、農家は後継者が不足しております。せつかくこの地域おこし協力隊という

制度があります。その方を交えて、農業の後継ぎをしたいというような方と一緒に取り組んで、拡大して、一番の問題はやっぱり後継者問題ですから、そんなところにひとつ力を入れていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 今、皆さん言っていて大半はあれですが、まずお聞きしたいのは、永平寺町は今まで協力隊の方は何人も見えられています。数名、たしか1名か2名は定住近くになって、こちらで起業というのですか、やってらっしゃると思います。

やはり、いろんなニュースとか報道されているのも、その地域の中でやはり最終的に定住をして、その中で自分の生活を守りながら、その地域の特産であるとかそういうものを開発する。それが大きくクローズアップされている部分があります。当町もいろんな形で出ていますので。先般の一般質問の中にも文化芸術のところでの映画を作っていますよ。その映画を例えば町にどのように生かしていくのかということも含めて、そういう話も出ました。同じように今、この方々、今までに何名も永平寺町を訪れてやっているわけですが、定住に至っていないところも多々あると思うので、ぜひともその3年間はふるさとの、協力隊のあれになります。その後は自活なり、その受け入れた企業体であるとかそういう方々と一緒にやるわけですから、ぜひともそこら辺りの、こんな言葉はちょっと悪いかもしれませんが、定着率っておかしいですけどね、やはりそれが一番の永平寺町に迎え入れたその協力隊の方々のお返しになると思いますので、そこら辺りをぜひ考えていただきたいと思いますとか、お願いしたいというふうに思っています。何かそれに対して、うちはこうやりますよとかそういうのがあれば、またちょっとあったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 今、議員がおっしゃいましたように、そういった趣旨です。地域おこし協力隊の趣旨を各団体にも説明して、ご理解いただいて、活動を行っているということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 要はこんなん言うて悪いですが、いろんな外国からの研修制度ありますね。研修制度、要は人材不足なので人材を確保するためのという形で云々で結構全国的にあります。やはり協力隊というのはそうじゃないので、

ぜひともそこら辺りのその違い分けを、その業種というのですか、その方々にもぜひお知らせいただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 先ほど町長の答弁で、いろんな団体に地域おこし協力隊を派遣という形になるのかなとは思うのですけれども、活用していただくということですが、この3名の派遣先の団体というのはどこどこなののでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） まず、3名のうち、文化芸術に関しては派遣ではなく、生涯学習課の会計年度任用職員として活動しております。農産物販売、生産のお二人方については、ZENコネクトのほうで活動しているということでお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） そうしますと、いろんな団体にということですが、そういった意味では現在は1団体にお二人派遣しているということですよ。今後の展開としてはいろいろな団体にするのかということの展開が見えているのかどうかということ、あと先ほど地域おこし協力隊の狙いの一つに、この永平寺町今後住んでいただいて、どういう形になるか分かりませんが、そのまま勤めるのか。例えばですよ、その団体に勤めるのか、自分で起業するのか分かりませんが、例えばこの団体が、今派遣している団体が今後いわゆる職員として見ていこうというようなことも含めて派遣先を町が決めているのでしょうか。あるいはこの会社がそういう思いが現在あるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） まず、先ほど各団体に周知をしてということがありました。周知をしたときに、その団体のほうからこういう活動をしたい、こういう活動を考えているので地域おこし協力隊の募集をという話で来ています。それで募集があった人に対して採用しまして、そこで活動してもらっているということでございまして、当然うちが派遣しているというよりは、その団体のもともと希望ですね。それに応じて対応しているということです。

今、ZENコネクトになっていますが、実はもう1団体そういう昨年申込みありまして、募集かけました。ただ、募集かけましたけど、それに対して応募はな

かったです。応募がないということを経団と協議した結果、その団体については、ちょっとしばらくはいいと、また次考えるということがあったので、決してその一つの団体だけが雇うのではなくて、募集については複数の団体も含めて募集かけたということもご理解ください。

先ほど言いましたとおり、これからにつきましては、その団体についても、その募集された方についても、そういう趣旨をちゃんとしっかりお伝えして、そういう趣旨の下に募集、採用して活動しているということがありますので、そういうふうに将来的に3年間活動していただいて、その後というのは永平寺町に定住していただけるように今後進めていくことが大事だというふうに考えております。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ただ、町が給与その他も含めて持ちながら派遣をすると。

その団体というのは、民間なのか、いろんな団体があるのだらうと思いますけれども、要は紹介をして、そこに出す。給与も含めて持ちながら紹介をするというだけでは町の役割ではないですよ。町はやっぱそういう地域おこし協力隊の趣旨に基づいて、できるだけこの地元に残って起業なり住んでいただくということが大きな狙いだらうと思いますよ。

そうしたところで、その団体、紹介する団体がどうなのかということも当然、将来的なことも含めて考えているのかどうかということも含めて紹介しなければ、何となく団体に対して、あるいは民間というのがつくかも分かりませんが、民間企業に対して人を送り込んでいるということだけに終わってしまうのではないかなという懸念があるのですが、その辺どうですか。

○町長（河合永充君） それはございません。

先ほど申し上げましたこの地域おこし協力隊の趣旨、雇用も3年間たったらこういう状況になるので、本人の希望もありますし、会社側とのその3年間のいろいろなやり取りもあると思います。その中で、積極的にそういったことをお願いしたいというのと、もう一つ、農業とかそっちのほうでは独立される方、これ永平寺町ではまだいないのですが、ほかの市町では独立される方もいると思います。そういったノウハウをつくって、この永平寺町の農業で独立、残るといってもいろいろありますが、そういった場合はまたしっかりといろいろな農家への支援といたしますかそういったのもありますので、そういったのはまた積極的にお話を聞きながら、永平寺町でそういったことをしていただけるようにということです。

先ほどの駄目になった、来てくれる方、団体の皆さん、そこに対しましても、ただ雇用という形ではなしに、地域おこし協力隊、まちづくりとか地域にいかに残っていただくとか、そういった視点でもある程度雇用をしていただきたいということで、どういったことをその方々にしてもらおうかというのは、こっちに提出をしていただいて、そういった中で、じゃ、これは地域おこし協力隊の皆さんに合いますねという、そういったことを踏まえて募集というか、それをしておりますので、これまでいろいろ反省すること、そういったことも踏まえて、今しっかりと対応させていただきます。

ただ、ここに来られた地域おこし協力隊の方が残っていただきたいという気持ちはあるのですが、また住んでみて、また違うところに行かれるなど、それはその方々のある意味権利もありますので、そういったプレッシャーにもならないようにしっかりと打ち解けられるような環境をつくっていきたいなと思っておりません。

○議長（中村勘太郎君） ほかありますか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 今回1名採用して3名になるというお話だったのですけれども、将来的には何名ぐらい確保して、どんな分野に募集をかけていくというような長期的な計画があるかどうかをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 3名の方活動していただいているというのは非常にありがたいことだと思っています。

今後の展開につきましては、やっぱり各課、そして各団体、今質問にございましたが地域おこし協力隊の制度、趣旨というのを改めて周知させていただいて、その団体とか、また役場等もそうですけど、地域おこし、地域振興にこういう人材が欲しいという要望をお聞きしまして、今後の募集に対応していきたいというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありますか。

ないようですから、次に補正予算の説明資料の8ページ左側、総合政策課関係を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、次に同じページ右側、住民税務課関係、

質疑ございませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今回、デジタル田園都市国家構想交付金というところで財源組替えをしているわけですが、これ令和4年二次補正で800億ですか、資料を頂いております。

今回、この戸籍住民の住民税務課と、あともう一つ建設課のほうでこの対象になっているわけですが、この資料を見ますと申請上限数ということで、都道府県9事業、市町5事業となっているのですが、これって全国で合わせて14の自治体に上限としてやるという意味でしょうか。それにしても金額が大き過ぎるなどと思うのですが、それをお聞きしたいのと。

それと今回の窓口サービスのやつは、主な対象事業って幾つかあると思うのですが、タイプが幾つかありますけれども、どこに当たるのでしょうか。この資料の色塗りしているここなのかなと思うのですが、この辺少し説明をしていただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 2番目のご質問のタイプにつきましては、タイプ1です。ほかの地域等で既に確立されている優良なモデルを活用というところに該当いたします。

1つ目のご質問の何団体がということにつきましては、ちょっとまた調べさせて、また回答いたします。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） これ、先ほど言いましたとおり、予算規模で800億ってなっているのですが、そうかといってこの令和4年補正限りの時限措置とも書いてあるのですが、これ申請期間といえますか、これはいつまででしょうか。800億をいつまでにこれやるのかなって。ましてやこれマイナンバーカードを使ったということもあるのですが、今の状態、恐ろしくてマイナンバーカードを活用するようなことはなかなか難しいのではないかなと思っているのですが、この申請というのはいつまで受け付けるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 交付期間につきましては、その年度限りということ。これは活用の期間ですかね。この事業自体の期間ということでしょうか。これは取りあえず昨年度の補正ということで。

○9番（滝波登喜男君） 交付するのですから、申請して初めて交付されるのでしょ
う。

○財政課長（多田和憲君） 事業自体は単年度。もうこの年度補正があったその年度
限り。4年度の国の補正ですので、5年度に申請。国の繰越予算での事業ですの
で、今年度限りと。

○9番（滝波登喜男君） 5年度末までという。

○財政課長（多田和憲君） はい。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

○9番（滝波登喜男君） 5年度末まで申請が可能ということは……。よう分からん
で聞くのですが、5年度末まで申請可能ということは、今回申請して交付を受
けましたけれども、5年度末まで申請できるということは、まだほかのこうい
う事業に合致したやつを申請して、また交付を受けられるということで理解すべ
いいですか。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） これ、4年度の終わり頃に出たものですが、ちょっと
そのとき私、これには関係しておりませんが、当時、事業を担当課は対象になる
ようなものを寄せ集めております。それ以降に発生した事業について、これの対
象になるようなものがあるかは、今後申請にまたできる、まだ枠があればこの事
業の。国全体でも、県の枠、国の枠が空いていれば申請できるものというふう
に考えます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） デジタルのところで、今日のこれも見ても、この除雪のや
つはたしか除雪機を動かすのに効率的に動かすためのということでデジタルのア
プリでしたっけ、何か利用して、たしかそうやったね。

モニタリングね。それが一応デジタルのあれだということ。ここのタイプ1の
ところを見ますと、例えば医療Ma a Sがありますね。なら今、私どもで近所タ
クシーをいろいろやっているわけですね。近所タクシーは今現在、3か所でやっ
ているわけですが、全国的に見ると、その申込みとかいろんな、これからルー
ルも含めて時間的なものも含めて、アプリを利用してやるとか、そういうような
デジタル的にやるというような形で紹介されているところもありますよね。同じ
その配車関係も含めて。それならば、今うちのところが果たして今後、今現在

はZENコネクトさんをお願いしていますが、そういうようなところで併用ができるのであればそういうものを考えると、またドローンですと農林課のほうでいろんな、これはまたちょっと重複するかもしれませんが、農業のところでドローン活用とかいろいろやっていますね。それらにもこれ全部当てはまってくるのかということになると、いろんなケースをできるわけですね。それとか先ほどブドウの話が出ましたが、ブドウの温室管理なんかも例えばデジタルの管理でやっている、紹介しているのは全国的にもありますね。そういうのも対象になってくるのか。それにはいろんな設備もかかるし、その対応する事業者さんというか利用する方々の規模とかそれにもよりますが、そんなところにきちんとPRされてなっているのか。そこも含めて、先ほど期限が課長は1年、4年度のあれの今年度限りとかちょっとおっしゃっていましたが、そこら辺りも含めて町はそのPRも含めどのような対応を考えていらっしゃるのか、もしもあつたらお聞かせください。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） まず今、議員おっしゃったドローンとかが、申請要件に合致するかというのが、まず第1。それと先ほど申しましたように、まだ枠があるかという、その2点を満たせば申請可能というふうに考えております。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この交付金、やっぱりいろんな町事業をしていく中で何か有利な交付金や補助金がないか。それは予算を組むときにしっかり調べます。その中でこの交付金を使えるこれというのもありますし、例えば近所タクシーですと立ち上げのときに総務省からのMaaSの補助金をいただいています、いろんなメニューがありますので、使える物や使えない物、制限もある中でどれが有利か、そういったことをしっかり精査しながらやっていますので、今いろいろなご提案も、これでは使えなかったかもしれないけど、ほかのサポートいただけるというのもありますので、そこはしっかり情報を収集しながら取り組んでいきたいと思っています。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

ないようですので、次に福祉保健課、ページ9ページから10ページ左側までを質疑許可いたします。ございませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 9ページの左側は新型コロナウイルス感染症対策事業で、い

いわゆる原油高騰や電気・ガス料金の高騰への支援ということで本町はやられたと。これは非常に、僕は額にいろいろあると思うのですが、喜ばれていると思います。少額でも。これを一つは単年度限りにするのか、今年も大変だということもあるので、単年度限りにするのか。また、それぞれの事業所へのいわゆる基礎計算額が検証されるようなことはあるのか。この辺もある意味詳しく、今は簡単でいいですけど、どこかで詳しく示していただくとまたありがたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 財源として重点支援交付金を活用しておりますので、現状では国の交付金がある間というふうに考えております。今後の状況によっては、単費での政策も要求していきたいなということを思っております。

事業所への支援についてですが、基本的には定員を基準に単価を設定しております。それから、物価高騰の影響を受けた単価なども算定をしながら基本額を設定して、抽出していきたいなと思っております。

あと国の動き、県の動き、いろいろ状況を見ながら、なるべく早いうちに支給していきたいなということを考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） いや、本当に状況によっては、単費でも要求していきたいということで、それは期待しているところですが、電気料金の値上がりなんかも含めて、ある意味異常、原油価格、いろいろガソリンなんかについても国の補助がだんだん少なくなるに従って、それは今、値段が上がってきているという状況ですから、そういう意味では十分考えてその支給をしていっていただきたいと思えます。特に各事業所、事業所の運営費そのものはやっぱり以前減らされたことがあって、運営そのものがなかなか大変だということをよく言われていました。それにコロナが追い打ちをかけたということですから、こういう本当に大変な時期には、やっぱり福祉事業というのは周辺地域で暮らしていく上ではもう本当になくってはならない事業です。

坂井市なんか見てみますと、例えば介護保険ですね。介護サービスを利用するときに、それなりの低所得者には、今、非課税世帯だけではなしに年収幾ら以下というところには支援をするということをやっているところもあるので、単に事業所だけでなしに、そういうことも含めていろいろ考えていっていただく時期なのかなと思っているところです。いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） ご意見ありがとうございます。

低所得者の方については、国、県、町、保険料の補填もここ七、八年は継続しているところですので。一番は介護保険サービスを利用しないと。利用しなくても生活できているということが一番だと思っていますので、もちろん必要になった場合にはご利用いただければいいのですけれども、事業所の活動を継続していくというのも大事ですけれども、介護サービスを利用しなくても健康に最期まで生きていけるということを我々は求めていきたいと思っていますので、そこを第一番に考えて、あと事業者の継続ということを考えていきたいと思っています。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 金元さんがお聞きしたので、隣の同じく物価高騰の支援の事業として、その対象者が令和5年度の、①は5年度の世帯で1,200世帯、これはすぐある程度そのデータとして上がっていくのではないかと思います。要は2番目の予期せぬ家計が急変して①と同様になったとき、そういうような形で1世帯当たり3万円の支援ということですが、例えばそれは当然申請か何かに基づくものだと思います。ただ、なかなかその申請をする業務について、現実的に難しいというか大変なところもあるし、そういうようなところの漏れというとおかしいですけれども、どういう形にしていくのか。また、いろんな形でのその急変のところ、今までの支給のところ、事業所、個人経営のところですが、結構不正があったとか云々とかの報道もされていますね。そんなことも含めると、そういうふうなところはどう7月の広報で、そういうふうにしていくよとなっているのですが、どのようにしていきたいのかというのをちょっとお聞かせいただきたいのと、そういう方々を救済するための漏れのない不公平感がないような形にするには、どういうふう支援のほうを考えていらっしゃるのか、施策面でもしもあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 予期せず家計が急変しということですが、実際、5類に変更になってからかなり状況は変わってきたと思います。コロナ禍の状況の中では、当該年度の任意の月と前年度の状況を比較して急変しているという場合には支給しているということがありました。今回の場合も、この部分が残っているわけですが、例えば令和5年6月の一月の収入を1.2倍した場合

と、去年の令和4年の収入を比較して急変が見られるなという場合には対象とするということになると思っています。ここについてはやはり状況をお知らせいただかないと把握できませんので、こういう制度もありますよということは広報なりホームページなりでお知らせしていく。また、全国一律の事業でございますので、この辺りは報道関係もしっかりやっていただけるものと思っております。

ですから、ご自身が対象になるかどうかというところは、まずはご相談いただいてということで対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 今ほど課長も答弁ありました。全国的にそういう報道もされていく。それから当町もそういうようなところの申請もあれですが、7月の広報でやっていくということがありましたが、その広報だけじゃなくて、こんなこと言ったらあれですが、例えば民生委員の方々の目配りも必要になってくるかもしれないし、そういうようなところでのいろんなところの、これは個人情報も結構入ってくるのでなかなか大変かと思うのですが、ただ単なる永平寺広報を流しただけじゃなくて、そういうようなところのぜひとも不公平感であるとか、そういう目配りのところをぜひお願いしたいと思います。

何かそれにいい策があれば、また全国的な事例があれば、それをまねすればいいと思いますので、ぜひそこら辺りはその方々に手を差し伸べることをぜひお願いしたいというふうに思っています。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 申請があった場合には丁寧に対応していきたいと、なるべく周知できるような体制を取っていきたいと思っております。悪用されることのないように、我々も、受ける側も慎重な対応をしていきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

3番、川崎君。

○3番（川崎直文君） 9ページの右側です。福祉施設に対する物価高騰の補助金ということで、先ほどお答えの中で支給時期まだ決まっていませんということですが、これいつ頃になるのかというところを確認したいと思っております。

そして、先ほど金元議員も言われたのですけれども、たちまち電気代が高騰するということですから、追っかけこの手の補助金はしっかりと事業として設定して取り組まれるべきではないかなと思います。いずれにしても事業そのもののス

スピード感を持って、それから支給時期もスピード感を持ってやっていただきたい
などと思います。

いつ頃になるかということ。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 事業所の支援金の支給時期でよろしいですか。

○3番（川崎直文君） はい。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 県の動きもちょっとあるようですので、この辺り調整して支給をしていきたいということになっています。4月末をめどに今のところは予定したいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 県がちょっとよく似た事業をするという情報も得ていますので、ダブルでやってしまいますとちょっとそこはまた違うのかなと思います。県のそういった補正をちょっと確認させていただいて進めさせていただけたらなと思います。

それとあとスピード感の話もありましたが、実は6月からこれからずっと、電気代が上がっていくのはずっと続いていきます。どのタイミングで、じゃ今すぐなのか。こういったのはそうですけど、いろいろなこれから対策もあると思うのですが、年末なのか年度末なのか。そういったのをやっぱり見ながらしっかりと対応をしていきたいなと思います。

コロナの交付金ですと、例えば福祉とか医療関係が本当に大変だった。そこはやっぱり支援していこうというのがありましたが、今回は全体的に、もちろん福祉の皆さんも大変ですし、産業界、家庭、いろんなところに今から影響が出てくるのが考えられますので、こういったのはしっかりと分析をしながら、物価対策の支援としてどういうふうにしていけばいいか。これはやっぱりしっかり練っていかなければいけないなと思いますし、国からも7,000万円交付金で対策として今来ております。これを先に全部使ってしまうと、後々のそういったものもありますので、このスケジュール感も持ちながら対策を考えていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、次に説明資料の10ページ右側から11ページの左側、子育て支援課関係の予算質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） すみません、ちょっと私が見落としですが、先ほどは9ページを言っていたので、ページごとに行くのかなと思っていたら、10ページは福祉保健課があるので、福祉保健課でもう一個あったのですが、よろしいですか。

○議長（中村勘太郎君） 許可いたします。

○11番（上田 誠君） コロナの、私も高齢者のあれで6回目の接種を受けたのですが、あの方々の、私は高齢者ということで6回目の通知が来て、すぐ受けてもう終わっているのですが、あの方々のところの接種が何かちょっと今こう鈍っているっていうか、そういう傾向的に、そんな気持ち的に結構コロナのあれが緩んでいるので、そういうことも含めて今後の日程等について、もしも今の見解でも結構ですので、あればお知らせください。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 現在行われている接種を申し上げます。

0. 5歳から4歳の乳幼児ワクチン接種、それから5歳から11歳の幼児のワクチン接種、それから12歳以上の方の接種、これが12歳以上になると3回目の方もいらっしゃいますし、4回目の方もいらっしゃいます。5回目の方もいらっしゃいます。加えて今が6回目の接種を行っているわけです。多くの高齢者の方が6回目になります。5月8日から開始したのは、高齢者向けの接種、これは3回目も、4回目も、5回目も、6回目もいらっしゃいます。これを8月いっぱいまでに終わりたいなという計画ですね。

現状では高齢者の方、65歳以上の方5,700人いらっしゃいますが、対象となる方は恐らくこれの5割ぐらいかな、2,850人ぐらいだろうという見込みで今進めているわけです。

秋開始接種というのを9月からまた開始する。これは12歳以上の方の接種になります。8月末ぐらいをめどに、また皆さんに接種券をお分けして、年内に打てる方は打っていただくというスケジュールでございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、次、ページ10ページ、子育て支援課関係ですけれども、11ページの左側まで、子育て支援課関係の質疑を許します。

質疑ございませんか。

ないようですので、次に11ページ、農林課関係の12ページ右側までの農林課関係の質疑を許します。11ページ右側、12ページ左側。

3番、川崎君。

○3番（川崎直文君） 担い手育成事業ということで、今回、小規模農家さんに対するその支援事業、これ当初予算3件であったのが早々とそれが追加で2件ありということです。これ今後どういう状況なのか、そこら辺見通しがあったらお聞かせください。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 今、当初予算3件分、早々に応募があつて、その後にもまた2件新規で要望があつて、今現在待っていただいている状況です。その中でもまた1件要望があるぐらいで、小規模農家の支援につきましては要望には応えていきたいという考えでおりますので、その都度、財政のほうとも相談して予算は要求していこうと考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

ないようですので、次に12ページ、商工観光課の質疑を許可いたします。

13ページ左までですけれども。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） では、お聞かせいただきたいと思います。

ラッピングのところ、今10台のうち1台が更新ということになっていきます。これは今後ずっと続けていくのだらうと思うのですが、今ほどは日本商運さんが大体中心にやられていると思うのですが、例えば予算の関係もいろいろあると思うのですが、ほかの事業者であるとか、そのラッピングできる、運送業者だけじゃないところもあると思うのですが、そこら辺りも含めて何かもしもラッピングであればそのほかの事業者も含めて何か計画というのですかあったらお知らせください。

それから、13ページのところですが、今、門前のところの進んでいる状況、当然、町からふるさと企業版ですが、進行状況等についてももしも分かっている範囲があればお知らせいただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） まず、ラッピングでございますけれども、この事業はやっぱり広く永平寺町を発信するということですので、県外、そういうところに広く出ていく会社さんということで、今、日本商運さんと契約をさせていただいております。

また今後、そのような効果が見込められる事業所さんで希望していただける会社さんがありましたら、また積極的に検討していくというふうなことでいきたいというふうにもと思います。

それと、トラック以外でというところにおきましては、また今後どういうふうな会社さんがあるかというのも含めて、また検討をしていくということでお願いいたします。

それと、企業版ふるさと納税の事業の進捗具合ということでよろしいでしょうか。まず、昨年、事業の計画書が出てきておりまして、審査委員会のほうで採択をされまして、そこからこういうふうな寄附を募っているというふうな状況でございしますが、まだ申請自体は受け付けておりません。そちらの会社さんのほうで、今、事業計画はいただいたのですけれども、事業の着工に向けていろいろと検討をしているというふうに聞いておりますので、確実に事業は行われるということは聞いておりますが、今もう少し申請を出す前に、もう少し事業計画を練っているというふうに、練っているというか着工に向けて、まだ準備をちょっと進めている状況でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 今ほど説明ありましたように、ラッピングのところですが、やはり永平寺町というのを対外的に知らせるということで、当然前、PRのところには動画とかいろんなところありましたけれども、ぜひともほかのところも含めて、これはなかなか難しいかもしれないですけど、永平寺町内の企業でまだほかにもあると思うので、ぜひそこら辺りはアタックしてもいいのではないかなと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今の観光まちなか魅力アップ事業ですが、きちっとした進め方が確定してないというか、まだ計画を見ていないということもあったのであれですが、ぜひとも逐一あれやったらこちらのほうにどういう状況かというのもお知らせいただきたいというふうに思います。

当然これは門前の観光協会さんであるとか、いろんなほかの事業主さんとの関係もあって、いろんなところから私も耳にはしているのですけれども、そこら辺りの調整も、個人企業でかもしれませんが、行政としてあくまでも経由であるかもしれませんが補助という形で出していますので、そこら辺りはぜひ行政もアンテナを張って注意いただきたいと思いますので、そこら辺りもまたぜひお願ひし

たいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） ラッピングの話ですけれども、これ経年劣化している、だから直すという話ですが、大体何年ぐらいもつものでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 今の当初の契約が平成27年11月に契約をさせていただきまして、今このような修繕に至りましたのが初めてのケースでございますので、毎年確認はさせていただいております。トラックの状態の確認をさせていただいておりますが、1台だけちょっと一部傷んだところがあるので、そちらをとということです、結構もっているのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 森山君。

○7番（森山 充君） 宣伝の話で、あんまりみすぼらしいのを走らせるわけにもいれないと思うので、何年かたったら定期的にやるとか、そういう計画的な修繕をされたほうがいいのかと考虑しました。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） ありがとうございます。そちらのほうは今申し上げましたとおり、毎年、1年に一度全部のトラックをしっかりとこちらのほうが目視で確認をさせていただいておりますので、そのようなことがないように進めてまいりたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 12ページ右側の観光情報発信事業で、これ観光パンフレットの財源にもなっているというふうなことですが、この観光パンフレットはどにお配りをするのかというのが一つです。

それと13ページの左側、いわゆるふるさと納税企業版のやつの門前再生にお支払いするという話ですけれども、いつまで寄附を受け付けて、全体どれくらいまでなるのかということを目指しているということはないのだろうと思いますけれども、それを割と明確にするにはどうしているのかなって。要は、企業もどれくらいのふるさと納税があって、財源を捻出するのにするやっぱりそういうのが必要だろうと思うのですけれども、どの時点でこれぐらい集まって、今回これ

ですよというようなやり取りというのはあるのかなって思いますが、当然あるの
だろうと思いますけれども、その辺、我々議会もちょっと注目をしているところ
なので、2つやっていたと思うのですけれども、それがちょっと報告なんかもし
ていただけたらなと思うのですが。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課町。

○商工観光課長（江守直美君） 観光パンフレットの件でございますが、こちらのほ
うは今、ZENTABIというふうな永平寺町の観光パンフレットを作っており
ますが、その増刷でございます。新幹線開業に向けまして、今年は大きな全国
宣伝販売促進会議というものが秋、11月ぐらいに大体JRの関係とか旅行会社
さんが1,000名近く集まるというふうな大きな催しがございますので、そち
らのほうでもPRしていくというふうなものでございまして、県の地域みらい応
援プロジェクトを使わせていただいているというふうな状況でございます。

それと今、企業版ふるさと納税につきましては、今のこちらのほうが聞いている
予定でございますけれども、今年中には着工するというふうな計画で相手の事
業者さんから聞いております。そちらにおいて、まだ申請受付を待っているよう
な状況でございますが、当初の事業計画におきまして1億9,000万ぐらいは
寄附として受け付ける予算枠ということで、こちらのほうは予定をしております
が、今いただいている寄附はこういうふうな状況であるということでございます。

どれくらいまでにとということでございますが、ちょっとそちらのほうは総務担
当の総務課のほうでお願いしたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） まず、寄附目標額でございますが、これは事業計画書、
計画書の段階で……、受付に関しましては当初よりも延長しまして、今年度中に
受け付けるとなっております。で、寄附の目標額は今、商工観光課長申し上げたと
おり1億9,300万円、これが目標で上限となっております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この企業版ふるさと納税の特色で何度かお話ししてありますが、
目標が1億9,000万、今年度中に着工、これは寄附金額が集まらなくても自
己資金でこれは着工するというのが約束になっておりますので、多少のその計画の
変更とかはあるかもしれませんが、おおむねこの当初出された計画にのっとり
着工、そして建物が建ってそこが進んでいくということになりますので、ちょっ

とクラウドファンディングとかとは違う企業版ふるさと納税の特徴になっていますので、ご理解をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ちょっとどれぐらいふるさと納税で集まってくるのかなというのは少し関心があるので、また中間でもいいので教えてください。

それと、観光パンフレットの件ですけれども、いろんな観光パンフレットは本町にもあるのだらうと思いますけれども、よく観光業者さんに置いておくとか、駅に置いておくとかというようなことで、今回どうするのか分かりませんが、そういうような使われ方をしているのですが、今の秋の新幹線を目指した全国の会議でもそこで配るのかどうか分かりませんが、要はそういうところには同じような、福井県の福井市のパンフレットとか越前市のパンフレットとかっていろんなところから集められて、そこから取っていくとか、PRすることによってどこまで効果があるのかなというのがちょっと私も分からないのですが、よく駅とかにもいろいろありますけれども、その効果というのは、関心がある人は取りますけれども、関心がない人は取らないということですが、例えば本町の企業さんが当然、県外へ出張してあちらの業者さんと企業さんと商談したりとかというような目にするところがあるのですけれども、例えば企業さんがオーケーと言ってくれたらですけれども、本町のパンフレットを持って行ってPRをしてもらうとかということも可能なんかなと。そこには、ほかの市町のパンフレットはありませんから、永平寺町ってこうなのかというふうに見られるわけです。そうすると、非常に効果的には高いのではないかなと思います。

要は私も一般質問でやりましたけれども、どれだけこのふるさと、本町に愛着を持って、そしてそれをぜひ推進できるかどうかということが大事やし、そういうことができる町民、企業さんも含めてあったらいいなということをしていただけたらなと。そうすると、町がアクションを起こすことによって、逆に愛着を感じていただく、県外の人でも喜んでいただく、来てよかったというような喜びも持っていただいて、地元の人でもよかったなって思えるという、こういう仕掛けをやっている、愛着をどんどん感じていただくというやり方もあるのではないかなと思うので、ぜひ考えていただけたらなと。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） ありがとうございます。

今、議員さんおっしゃっていただきましたとおり、事業者さんとお話をしてい

ますと、やはりその事業所さんに定期的に福井に来るお客様がいて、やはり町内の事業所さんなので地元のそういう観光地とか食のところへ連れていきたいというふうな会社さんもおりますし、やっぱり出張に行かれるということで、本当に町内にいろんな需要がまだ転がっていて、取り込みようによっては本当にいろいろなやり方もあるということを実感しているところでして、新幹線開業を機に、ぜひおっしゃっていただいたような町内全体で機運を高めていけるような取組をぜひ進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですので、次にページ13ページ右側からページ14ページの左側の建設課関係の質疑を許可いたします。

ないようですから、次にページ14ページ右側、えい住支援課関係の質疑を許可いたします。

ないようですから、次にページ15ページ左側、学校教育課関係の質疑を許可いたします。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 15ページの学校教育課のところですか。

5月31日付で退職、辞められたとことですが、これは計画の中でなったのか、急遽、それは個人的な事があるのかもしれませんが、計画の中であったのかどうかというのをちょっとあれと。

それから、一般事務ということであれば、当然、課内の中の職員だろうと思うのですが、何かちょっとそこら辺りが気になったのでということです。何かあれかもしれませんが。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 計画的に退職したわけではございませんので、また理由としても一身上の都合ということで、ご理解願いたいと思っております、よろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 今、学校教育課長申しましたように計画ではございません。この方、ハンドボールの選手で活躍しましたが、今度ハンドボールがプロ化になるのはご存じだと思います。プロを目指してということで、退職してプロを目指すということで、そういうことをご理解ください。

福井に残らずに東京のほうのチームにオファーがあった。そちらへ移籍すると

いうことでございます。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） それなら対応いいなというふうに思っています。

いろいろな職場環境の中で、万が一いろいろな、ちょっと健康上いろいろ課題があったとかであれば、職員のいろいろなことも関係しますので、福祉、あれも考えもね、健康状態も。それがあったのだなというなら、ちょっとこの辺りも懸念しなければあかんと思ったので、あえて質問させてもらったわけです。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、次にページ15ページ右側からページ16ページ左側、生涯学習課関係の質疑を許可いたします。

ありませんか。

ないようですので、次にページ16ページ右側からページ18ページ左側の消防総務課関係を許可いたします。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） よろしく申し上げます。

消防のほうの消防団員が12名退団されたということで、高齢であるとかいろんな形で退団されたのだらうと思いますが、あと消防年報頂いていますので、その中に私が見てないから駄目なのかもしれませんが、消防団員の定数、それから例えばその補充も含めて、そういうようなところがもしもなかなか大変だらうとは思いますが、そういう面があるのであれば大体今の定数と、こういう課題があるよっていうのがあればまたお知らせください。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 消防長。

○消防長（宮川昌士君） 今現在、この退団の方につきましては5年以上勤められた方は退団して慰労金を町のほうから出させていただくということになっています。

定数は今412名です。そのうち、今現在は基本団員が204名。あと機能別団員が145名ということで、前回も一般質問のほうで答えさせていただいたのですが、団員数の基本団員は停滞しておりますが、機能別のほうでどんどん募集をかけて、これから今もうコロナも落ち着いてきましたので、いろんなところへ出向きまして入団促進の活動に促進したいと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 17ページの右側ですけど、車庫のシャッター部の破損修理というのですが、何か事故が何かあったか。

○議長（中村勘太郎君） 消防長。

○消防長（宮川昌士君） これは車庫の修繕であります。地区の要望で市野々地区になります。経年劣化ということで修繕をお願いしたいということで、こちらのほうで消防車両を入庫しておりますので、対応できるようなきちっとした形の修繕でさせていただくのに計上させていただきました。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第36号について第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第36号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

50分から再開します。

（午前10時36分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

これより議案第37号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） マイナンバーカードと健康保険証の問題で、その周知をするパンフレットを作るという話ですが、カードを持たない人はどうなのか。まずはその人たちはどうしたらいいのかという周知はその中に入っているのか。

特に最近見てみるとあちこちでトラブルがあると言われてはいますが、数少ないトラブルと言いながら、それは深刻な内容を占めていると思います。私は情報をみんな持っていかれるようなそういうカードについてはあんまり持ちたいとも思わないのですが、外国では個人の情報を保護する方法でいろいろ強化しているのに、日本ではそうではないですね。ビッグデータだけでなしに、あるやり方によっては個人の情報も含めてみんな企業が活用できるようになっているというのが基本ですから、そういう中での特に健康保険証というのは一人一人の健康状態まで含めて全部つかもうと思えばつかめる状況もないわけではなくて、その辺どういう周知をしているのかというのをちょっと聞きたいですね。

○議長（中村勘太郎君） 住民税課長。

○住民税務課長（原 武史君） 今回のパンフレットについて、でございますが、国のほうの依頼に基づきまして、今回は国が全額費用も負担するという事で、マイナンバーカードを健康保険証としてお使いくださいということのA4判の両面刷りの周知をするものでございます。今回、保険証の一斉更新に併せてマイナンバーカードの紐づけをご検討くださいということで周知をさせてもらうものでございます。

また、そのパンフレットの中には、現在、国のほうがそのように予定しておりますが、来年秋以降は新規の保険証の発行を取りやめ、マイナンバーカードと一本化する形で検討が進められていますというような言葉が載っているところでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 1回目に質問したのを答えてもらっていないので、カードを持たない人はそれ以降どういうことになるのかという周知はその中に入っているのか。それが大事です。

例えば今、マイナンバーカードで医者にかかると、それでカードで処理しようと思うと、どうも3割ぐらいのところエラーが出たりするとか、いろいろ問題が起こったりするという話も聞いたりしてはいますね、小さい医院なんかは。エ

ラーによっては、保険証がまともに働かずに10割負担という請求が出てくるとい実態が実際あるわけですね。そういう中で、町ではそういうことも含めてマイナンバーカードを持たずに、それを保険証に使用しない人たちへの周知についてはどうしていくのか。ただ、マイナンバーを持って持て持てと言うだけでは進まないのではないかと思います。

○議長（中村勘太郎君） 住民税課長。

○住民税務課長（原 武史君） 今回配布予定しているパンフレットの中にもその旨の記載がございます。資格確認証を交付するという事で検討が進められていますということで載ってはおります。この資格確認証につきましては、今、国保とかである資格証とは異なりまして、当然、その資格確認証を医療機関で提示すれば例えば3割負担で診療が受けられるというものでございます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 心配なのは、一つは例えばいわゆる現在の資格証ですね。現在の保険における資格証なんかは、保険料の未納の人に対する対応の問題でいうと、それを例えば保険適用をどうするのかという問題の判断もありますけど、それ以上にそれを各病院に周知するというか、ナンバーで周知するのでしょうか。そうすると、そういう個人の情報、ナンバーと一緒に独り歩きしないかというのは一つ心配です。

もう一つ、マイナンバーを持ってない人、カードを持っていない人、保険証、つまり国が決めた保険証になるマイナンバーカードを持っていない人については、ちゃんと保険料払っているのですよね。払いますから、請求きますから。資格証の、それはさっきの資格証じゃないですよ、いわゆる保険証に代わる資格証の交付について、これ自動的にお金払っているわけですから、町から本人にそのマイナンバーを持っていない人については保険証に代わる資格証というのを送付してもらえるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 住民税課長。

○住民税務課長（原 武史君） マイナンバーの先ほど医療機関のほうに個人の情報を送るのかということでしたが、今、制度としてはマイナンバーカードが、要はカードキーのような役割をして、そういう医療の情報ですとかそういうその資格の情報を管理している部局にアクセスして、その方が何割負担の方かとか、そういったことを分かるようにするというシステムと聞いているところでございます。

また、資格確認証につきましては、当然、保険証と同じものですから、こちらからしっかりとマイナンバーカードをお持ちでない方に対しては送らせていただくということで対応するという事を予定しております。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

ありませんので、これで質疑を終わります。

議案第37号について第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第37号、令和令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

これより議案第38号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今回出ているのは、いわゆる北地区のほうで使います上水道の井戸の掘削という話ですけれども、これまで聞いていると、いわゆる極端に下に岩があって浅井戸になっている実態があるように思います。いろいろ聞いていたのですが、一つはその岩を割って深井戸から安定的な水を求めるということと、もう一つは北島大橋があるので、九頭竜川の左岸で水を求めて添架して北地区へ持ってくるということもあり得るのかなと思うのですが、そういうふうなことについては検討したことがあるのですか。やっぱりここでこれして、出なくなったらまた次求めるというやり方のほうが得策というか、いように考えられているのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 深井戸、浅井戸の話でございますけれども、岩盤の位置によって、その場所その場所で深さが例えば40メートルとか、場合によっては10メートル前後とかというふうな形にはなってきますが、最終的にはほぼ

砂礫層からの、九頭竜川の伏流水という形になってきますので、今お氣にかけていただいておりますより深いところからというよりも、やっぱり水質の状況、または適正揚水量がどれくらい取れるかというところが一番大事な部分でございますので、そういったところから、今回こちらの井戸の場所で掘削をさせていただくというふうな総合的に調査の結果からも判断をさせていただいたというところでございます。

また今、左岸側から水を送るというふうな形でございますけれども、やはり橋を渡らせて、井戸からの水を持ってくるというふうな状況になってきますと、いろんな河川占用の部分の課題なんかもございますし、やはり費用対効果というふうな部分もかなり変わってくるような状況でございますので、調査の結果、こちらのほうでやはり良好な水質と揚水量が得られたというふうなことから、こちらの場所で掘削をさせていただいて、またポンプ場も近くでございますので、判断をさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） たしか10メートル以内、六、七メートルの井戸という話ではなかったか、浅井戸という話じゃなかったかと聞いているのですが。浅井戸というのと、やっぱり上の水田への水張りとか、いろんな堤防も含めた、堤防にはそういうことはないと思うのですが、除草剤の関係とかという影響もあり得ると思いますね。そのことを考えると、少し安全、安定的なのを考えたほうがいいのでないか。

何でそんなことを言うかというのと、最近心配なのはグリホサート系という除草剤。有名なのがラウンドアップですけれども、そういう除草剤は人間のいろんな成長の問題にも関わるといふ話があるくらいですから、やっぱり浅井戸という心配になるというのは私の思いです。

そこらはより安全なものを安定的に確保できるような道も、お金の問題というわけなしに、将来のことを考えるとそういうことを思い切って考えてもいいのでないかと言っておきます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 確かにそういった地表からの影響というふうなことも踏まえて、こちら調査もさせていただきながら、今回の結果とさせていただき

ましたので、ただ、今後町全体の水道事業の取水というふうなことを考えますと、今は志比北地区ではございますが、今後の配水区域の在り方というふうなところからは、今、議員さんおっしゃられたようなことも踏まえて検討はしてまいりたいと考えております。

水質調査に関しても、全て全項目異常がないというふうな結果も得られておりますので、あわせて……。

○上下水道課長（勝見博貴君） 水質検査に関しては、その目的によって変わってはくるのですが、今の井戸水のふん便汚染指標菌の検査というものはこちらの井戸では当分の間は毎月なり3か月から4か月に一遍ずつ、浄水における検査に関しては毎月行わせていただくという形にもなっており、そのような形で水質検査計画のほうは今後井戸の状況を見ながら、監視を図っていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第38号について第2主義付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を行わず、第3審議付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第38号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての第1審議を終わります。

～日程第4 議案第39号 永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） これより日程第4、議案第39号永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 議案第39号の補足説明をいたします。

議案書50ページをお開き願ひます。

特殊勤務手当については、令和2年4月より新型コロナウイルス感染症に関する防疫作

業については特例として手当を支給することとしていましたが、本年5月8日より新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが2類から5類に変更になったことにより、国の人事院規則が改正されました。それに伴いまして、今回一部改正条例をお願いするものです。

条例中の一部改正条例の本則の最後の条文ですね。不測3項から5項を削ることと、これまでの新型コロナ感染症の特例を廃止することといたします。

しかし、新型コロナ感染症自体がなくなったわけではなく、今後再び流行があり、国が緊急措置を取った場合には特例措置を行うことを本則第2条の改正及び第5条に規定として追加をさせていただくというものでございます。

なお、この一部改正条例は公布の日から施行し、適用は令和5年5月8日とするものでございます。

以上、補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第39号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今の課長の説明の中で、本則2条と5条と言いませんでした？

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 今のご質問でございますが、これまでの特例については廃止をさせていただくということで整理しました。ただ、今後また再度流行が起こったときなんかは国が緊急措置を取った場合、そういう場合には特例として特殊勤務手当を支給することができるように、第2条に第3号を追加する改正、次に第5条を本則に追加するという改正を加えまして、そういう緊急事態措置に対応できるように改正をするというものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

ほかありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第39号について第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議することに決定いたしました。

これで議案第39号、永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

～日程第5 議案第40号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、これより日程第5、議案第40号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長(原 武史君) それでは、議案第40号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書の52ページから54ページについてです。

今回の税条例の改正につきましては、令和5年3月31日に公布されました地方税法等の一部改正を受け、本年7月1日以降に施行されるものについて改正をお願いするものです。

主な改正内容についてご説明いたします。

議案書の52ページをお願いいたします。

52ページの下から7行目から53ページ4行目にかけての第36条の3の2第2項の改正につきましては、個人住民税に係る扶養親族等の申告書の記載事項の簡素化に関する規定でございます。これまでのように扶養家族の情報を毎回記入する必要が今後はないというものでございます。これにつきましては、令和7年1月1日が施行日となっております。

次に、53ページをお願いいたします。

53ページの上から5行目に記載してあります第38条第3項につきましては、森林環境税を個人住民税の均等割と併せて賦課徴収することを規定するものでございます。

その下、第41条につきましては、個人住民税の納税通知書に森林環境税を合算することを規定するものです。

その下の第44条及び第47条につきましては、給与や年金から特別徴収する金額に森林環境税を含めることを規定するものでございます。この森林環境税に関する規定につきましては、令和6年1月1日が施行期日でございます。

なお、これまで住民税には復興特別税が加算されておりますが、これは2023年度までということで、2024年度からは国税として森林環境税が加算されるというものでございます。

なお、令和5年度の現在の課税状況のベースで算定いたしますと1万110人の方がこの森林環境税の対象になるというふうに思われます。

次に、53ページの下から4行目、5行目にあります附則第15条の2第4項、これは軽自動車税の環境性能割について、でございます。また、附則第16条の2第3項、これは軽自動車税の種別割について、でございますが、この改正につきましては、自動車メーカーが不正を行うことで経営自動車税の環境性能割、種別割に納付不足額が生じた場合に自動車メーカーから徴収する加算金の割合を再発防止策としまして、これまでの10%から35%に引き上げるものでございます。これにつきましては、令和6年1月1日が施行期日でございます。

そのほか、地方税法等の改正による条項番号のずれなどの所要の改正を今回行うものでございます。

以上、簡単でございますが議案第40号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第40号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 一つは住民税関係で、森林環境税関係で、住民税に加算するという話ですが、きちんと確認しておきたいのは、一つは復興税と森林環境税は重ならないのかというのが一つ。

もう一つは、森林環境税ですけど、住民税に上乘せされるのですが、先ほど対象が1万110人ということで言われました。そこには、簡単に言うと幾らを掛けるのか。また、対象となる1万110人のその振り分けをどういう根拠づけでされているのかというのは2つ目です。

3つ目ですけど、これはよく分からないのですが、軽自動車税の話でメーカー

がその不正を行って、いわゆる軽自動車の環境性能を満たさなかったところには罰金を課すということではないかと思うのですが、罰金とは書いてないね。10%から35%に引き上げるというのですが、普通高利貸しでも年14.8%ですか、14.7%ですか、それ以上は徴収できないってなっているのではないかと思うのですが、罰金とも書かないのにこうやって簡単にできるのかなって。自動車メーカーを別に擁護しようとは思わないのですが、そこはきちんと罰則なら罰則という形で明示したほうがいいのではないかなと思ったりするのですが、いかがでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 住民税課長。

○住民税務課長（原 武史君） まず、森林環境税と復興特別税のことですが、本年度までが復興特別税、これは本年度をもって終わらして、令和6年度からは森林環境税が住民税と併せて賦課徴収されるというものでございます。この森林環境税につきましては、個人住民税の均等割の対象になっている方に対して課税されますので、それが先ほども話ししましたが令和5年度のベースでいうと1万110人おられるということで、全員が納めていただければ、この1万110人掛ける1,000円ですので、1,011万円の国税収入になるというものでございます。

あと、自動車メーカーに対する再発防止策としての加算金の割合のことについて、でございますが、これにつきましては今、法的にどうなのかということについてはまたちょっと確認させていただきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 復興税の話ですけど、復興税が形を変えて残るという話もなかったですか。何かそんな話を聞いたことがあります。

○議長（中村勘太郎君） 住民税課長。

○住民税務課長（原 武史君） 住民税へのこの復興特別税の加算というのは、これ森林環境税に置き換わりますので終わりということで、ただ、復興特別税の加算としまして、所得税への加算につきましては、当初から2037年度までということになっておりますので、それはそのまま継続されております。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第40号について第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第40号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

～日程第6 議案第41号 永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、これより日程第6、議案第41号、永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） それでは、議案第41号、永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

議案書55ページをご覧ください。

本町の水道事業における給水人口及び1日最大給水量につきましては、知事の認可を受けた事業計画において定めたものを本条例に制定をしております。

事業の変更、認可を受ける必要があるものは、水道法第10条第1項に基づき、取水地点の変更、浄水方法の変更、給水区域の拡張、水源種別の変更などでございます。

また、併せて水道法第10条第2項に基づき、給水人口及び1日最大給水量についても、町の上位計画と整合させ、実情に合わせた見直しを行い、同時に事業認可を受ける必要がございます。

今回、上志比第1水源紫外線処理施設の新設による浄水方法の変更及び東部水源井戸の新設による取水地点の変更が生じるため、給水人口及び1日最大給水量の見直しを含め、令和5年3月31日付で県知事より事業変更認可を受けたことから、永平寺町上水道事業の設置に関する条例第2条第3項の給水人口及び同条第4項の1日最大給水量についてそれぞれ認可を受けました1万7,800人及

び1万4,353立方メートルに変更するため、条例の一部改正を行うものでございます。

以上、永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第41号、永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を行います。

質疑の許可をいたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 給水人口の変更とかっていうのですが、これちょっとこの前、1万9,600人から1万7,800人にする意味はというと、1万7,800人がもし増えた場合どうするのということをちょっと説明のときに思ったことがあります。

ただ、本町の人口と相応してこの給水人口が決められるとしたら、大学病院と県立大学とさらに本山への給水があるのではないかなと思います。それらについては考慮しなくていいのかなというのがちょっと不安としてはあります。

なぜそんなことを言うかといいますと、本町のいわゆる旧松岡町で上水道の整備をしたときに、当時過大な投資と言われました。それなぜかという、いわゆる大学病院ができるということで、たしか1,500戸分ぐらいの水を使うという計算からそれを考慮した水の確保ができる体制を取ったと聞いています。

そういうことを聞くと、それ以後、県立大学なんかも本町の上水道が入っていると思いますし、本山には簡易水道が入っていると思うのですが、その辺も含めて計算するとこの人数でいいのかなって率直に思ってしまうので、その辺は皆さんも知っていたほうがいいのではないかなって思うのでお聞きします。

○議長（中村勘太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） あくまでも事業認可との整合で今回条例を改正させていただくわけですけれども、今そういった住民票のない極端に言うと常駐人口でない部分の加算というふうなことでございますが、こちらは、認可上は法に基づいた形であくまでも定住している人口をベースとして試算をすることというふうな形になっておりますので、そういった形で上位計画と整合させていただき、今回認可を受けたというふうな状況でございます。

今ほどの施設との関係でございますけれども、そちらのほうはもう一つこれ1日最大給水量というふうなところも、こちらも減少ではあるのですが変更というふうなことはさせていただきますが、こちらは給水量の部分では今ほど議員さんおっしゃられたそういった大学関係であるとか、ご本山関係であるとか、いわゆる用途別の水量を積み上げさせていただいて計算をさせていただいて、今後の事業計画に反映をさせていくということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第41号についての第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第41号、永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時28分 休憩）

（午前11時29分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれをもって散会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日6月9日から6月13日までを休会といたしたいと思っております。ご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、明日6月9日から6月13日までを休会といたします。

6月14日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

この後、午後13時より学校再編検討特別委員会、また6月12日には午前9時より総務産建設常任委員会、午後1時より教育民生常任委員会を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午前11時31分 散会)